

久喜市アマチュア無線災害時協力会規約

(名称)

第1条 この会は、久喜市アマチュア無線災害時協力会（以下「本会」という。）と称する。

(所在地及び事務局)

第2条 本会の所在地は、会長宅とする。

2 本会の事務局は、会長が指名する会員をもって充てる。

(目的)

第3条 本会は、久喜市（以下「市」という。）における災害時において、アマチュア無線による情報の収集、伝達をもって市に協力することを目的とする。

2 前項に掲げるもののほか、次の事業を行うものとする。

(1) 市の行う防災訓練への協力

(2) 非常無線通信の訓練に関する事

(3) 会員に対する研修、技術向上、施設整備に関する事

(4) 会員相互の親睦

(5) その他本会の目的達成に必要な事

3 前2項の実施に当たっては、ボランティアであることから会員個々の事情により可能な範囲で参加できるものとする。

(会員等の資格)

第4条 本会の会員は、市内に在住し、在勤し、又は在学している者であって、アマチュア無線局を開設しているものとする。

2 前項に規定するもののほか、アマチュア無線局を開設している者であって、会長が認めたものは、本会を補佐する準会員とすることができる。この場合において、準会員は、前条第2項の事業を行わない。

(入会の手続き)

第5条 本会に入会しようとする者は、事務局を経て会長に申し出なければならない。

(退会及び資格の喪失)

第6条 会員が退会するときは、事務局を経て会長に申し出なければならない。

- 2 会員は次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。
 - (1) 第4条に規定する会員の資格を失ったとき
 - (2) 本人が死亡したとき
- 3 会員は次の各号のいずれかに該当する場合は、役員会の決議によりその資格を失う。
 - (1) 本会の名誉を著しく毀損したとき
 - (2) 本会の運営及び活動を妨げる行為をしたとき
(会員の権利)

第7条 会員は、総会において議決権を有する。

- 2 会員は、第3条に規定する活動に参加する権利を有する。
(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 2名
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 担当理事(総務、会計、広報) 若干名
- 2 会長は、会員の互選により選出する。
 - 3 会長以外の役員は、会員のうちから会長が指名する。
 - 4 役員任期は2年とする。ただし、再任を防げない。
 - 5 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。
 - 6 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員責務)

第9条 本会の役員は、会の運営をつかさどり、その責務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
- (4) 理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故あるときは、会長の指定する者がその職務を代行するとともに、あらかじめ定められた業務分担により、必要な業務を遂行する。

(総会)

第10条 総会は本会最高議決機関であって、原則として年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 総会は会員総数の2分の1以上の出席により成立する。

3 総会の付議事項は次のとおりとする。

(1) 年度の事業計画に関すること

(2) この規約の改正に関すること

(3) 役員の改選に関すること

(4) その他必要な事項

4 議決権行使は、委任状を以ってこれに代えることができる。

5 会議の議決は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長が決定する。

(役員会)

第11条 会長は必要に応じ役員会を開くことができる。

2 役員会の議長は会長が行うものとし、役員総数の3分の2以上の出席により成立する。

3 役員会の付議事項は次のとおりとする。

(1) 総会付議事項の審議・決定

(2) この規約に定めのない事項の審議・決定

(3) 年度の事業計画の執行、本会の運営のために必要な事項の審議・決定

(4) その他必要な事項

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第13条 会費は、当分の間これを徴収しない。

(その他)

第14条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の決議を経て会長が定める。

附 則 (令和5年4月29日決定)

この規約は令和5年4月29日から施行する。